

専決処分書

伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の請負契約を  
締結することについて

伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の請負契約を締結することについては、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事の請負契約

別記のとおり

令和2年7月16日

伊丹市長 藤原 保 幸

## 記

### 1 工事の名称及び位置

名称 令和2年度伊丹市立生涯学習センター大規模改修工事

位置 伊丹市南野2丁目3番25号

### 2 契約の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札

### 3 契約金額

金802,780,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金72,980,000円）

### 4 契約の相手方

住所 尼崎市玄番南之町4番地

名称 株式会社柄谷工務店

代表者 代表取締役 柄谷 順一郎

(参 考)

工事の概要

1 工事範囲

(1) 大規模改修工事

内部改修工事

床・壁・天井の改修

(2) 上記に伴う電気設備工事

(3) 上記に伴う機械設備工事

(4) 空調設備改修工事

2 工期

契約締結の日から令和3年3月31日まで